

意見聴取の取り組みについて

- ・ 住民の皆様からの意見の状況
- ・ 行政からの意見の状況
- ・ 木曾川水系河川整備計画たたき台（素案）に対する
関係自治体からの意見について

住民の皆様からの意見の状況

平成19年11月14日

1

住民の皆様から頂いた意見

現在までの住民の皆様からの意見聴取の手法

(平成19年10月31日現在)

第1回ふれあい懇談会の開催:平成18年6月11日～8月20日、29会場、683名

第2回ふれあい懇談会の開催:平成19年9月15日、6会場、400名

第3回ふれあい懇談会の開催:平成19年10月20日、3会場、230名

意見募集はがき:38件

意見募集アンケート:429件

インターネット・電子メール:8件

第1回ふれあい懇談会の様子



現場巡視

(長良川右岸53.2k 鵜飼広場)

第2回ふれあい懇談会の様子



たたき台説明状況

第3回ふれあい懇談会の様子



意見募集状況

2

住民の皆様から頂いた意見【第1回ふれあい懇談会 開催結果】

表 第1回ふれあい懇談会開催結果

| 市町名 | 日程 | 開催場所 | 巡視河川 | 参加人数 | 付箋紙意見数 | 発言意見数 | アンケート回収数 | アンケート意見数 | |
|-------------|-----------------|---------------------|------------------|----------------|---------|--------|----------|----------|-----|
| 1 | 高須輪中地区（海津市） | 6月11日（日） 9：00～12：00 | 海津市海津庁舎 | 長良川・揖斐川 | 16 | 42 | 39 | 11 | 43 |
| 2 | 南濃地区（海津市） | 6月11日（日）13：00～16：00 | 海津市働く女性の家 | 揖斐川 | 17 | 43 | 35 | 7 | 49 |
| 3 | 稲沢市 | 6月25日（日） 9：30～11：30 | 稲沢市役所祖父江支所 | 木曾川 | 25 | 55 | 5 | 20 | 43 |
| 4 | 一宮市 | 6月25日（日）13：00～16：30 | 一宮市役所尾西庁舎 | 木曾川 | 36 | 63 | 25 | 29 | 98 |
| 5 | 岐南町・笠松町（共同開催） | 7月 1日（土）13：30～16：30 | 笠松中央公民館 | 木曾川 | 22 | 32 | 23 | 14 | 52 |
| 6 | 桑名地区（桑名市） | 7月 2日（日） 9：00～12：00 | 桑名市役所 | 揖斐川 | 24 | 67 | 42 | 22 | 101 |
| 7 | 羽島市 | 7月 2日（日） 9：00～12：00 | 羽島市民会館 | 木曾川・長良川 | 32 | 50 | 9 | 27 | 79 |
| 8 | 岐阜市 | 7月 8日（土） 9：00～12：00 | 岐阜市役所 | 長良川・伊自良川 | 18 | 63 | 21 | 15 | 93 |
| 9 | 輪之内町 | 7月 8日（土） 9：00～12：00 | 輪之内町文化会館 | 長良川・揖斐川 | 27 | 43 | 14 | 23 | 55 |
| 10 | 多度地区（桑名市） | 7月 9日（日） 9：00～12：00 | 多度町総合支所 | 揖斐川 | 15 | 42 | 37 | 11 | 57 |
| 11 | 扶桑町 | 7月 9日（日） 9：00～12：00 | 扶桑町中央公民館 | 木曾川 | 14 | 27 | 6 | 14 | 37 |
| 12 | 長島地区（桑名市） | 7月 9日（日）14：00～17：00 | 長島町総合支所 | 木曾川・長良川 | 18 | 41 | 37 | 11 | 76 |
| 13 | 大垣市 | 7月15日（土） 9：00～11：30 | 大垣市南部公民館 | 揖斐川・杭瀬川 | 45 | 32 | 7 | 26 | 72 |
| 14 | 江南市 | 7月15日（土）13：00～16：10 | 江南市民文化会館 | 木曾川 | 33 | 58 | 19 | 29 | 79 |
| 15 | 弥富市 | 7月16日（日） 9：00～12：00 | 弥富市総合福祉センター | 木曾川 | 21 | 80 | 54 | 19 | 93 |
| 16 | 可児市 | 7月16日（日） 9：00～12：00 | 可児市今渡公民館 | 木曾川 | 42 | 48 | 18 | 34 | 92 |
| 17 | 神戸町・池田町（共同開催） | 7月22日（土） 9：00～12：00 | 神戸町役場 | 揖斐川 | 21 | 15 | 8 | 19 | 38 |
| 18 | 美濃加茂市・坂祝町（共同開催） | 7月22日（土） 9：00～12：00 | 美濃加茂市中央公民館 | 木曾川 | 47 | 50 | 16 | 40 | 100 |
| 19 | 犬山市 | 7月22日（土）13：00～16：10 | 犬山国際観光センター（フロイデ） | 木曾川 | 43 | 97 | 23 | 28 | 92 |
| 20 | 瑞穂市 | 7月23日（日） 9：00～12：00 | 瑞穂市東南庁舎 | 長良川・揖斐川・根尾川・犀川 | 11 | 14 | 9 | 10 | 23 |
| 21 | 各務原市 | 7月23日（日）13：00～16：00 | 川島ライフデザインセンター | 木曾川 | 35 | 61 | 18 | 25 | 64 |
| 22 | 木曾岬町 | 7月23日（日）14：00～17：00 | 創生ホール | 木曾川 | 17 | 55 | 42 | 13 | 50 |
| 23 | 愛西市 | 7月30日（日） 9：00～12：00 | 愛西市立田体育館 | 木曾川 | 12 | 57 | 17 | 6 | 57 |
| 24 | 養老町 | 7月30日（日） 9：00～12：00 | 養老町中央公民館 | 揖斐川・牧田川・杭瀬川 | 11 | 22 | 9 | 10 | 28 |
| 25 | 北方町 | 8月 5日（土） 9：00～12：00 | 北方町役場 | 長良川・伊自良川・根尾川 | 10 | 14 | 12 | 9 | 20 |
| 26 | 揖斐川町 | 8月19日（土） 9：00～12：00 | 揖斐川町役場 | 揖斐川 | 17 | 43 | 5 | 11 | 40 |
| 27 | 安八町 | 8月19日（土）13：00～16：00 | ハートピア安八 | 長良川・揖斐川・犀川 | 18 | 19 | 15 | 18 | 38 |
| 28 | 大野町 | 8月19日（土）13：00～16：00 | 大野町総合町民センター | 揖斐川・根尾川 | 20 | 23 | 6 | 18 | 30 |
| 29 | 本巣市 | 8月20日（日） 9：00～12：00 | 本巣市系賀分庁舎 | 根尾川 | 16 | 42 | 9 | 10 | 37 |
| 合計 | | | | 683 | 1298(A) | 580(B) | 529 | 1736(C) | |
| 総意見数(A+B+C) | | | | - | 3614 | | | | |

3

住民の皆様から頂いた意見【第2回ふれあい懇談会 開催結果】

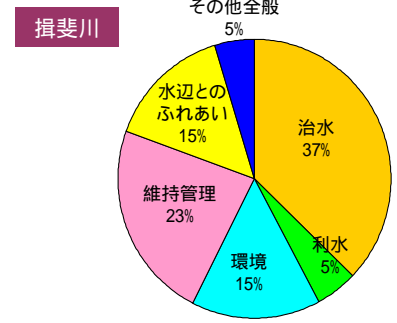
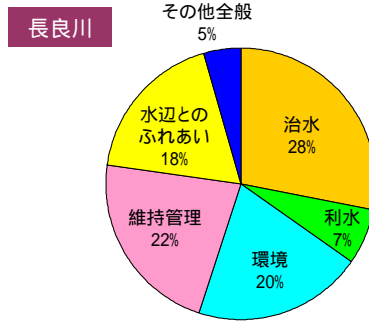
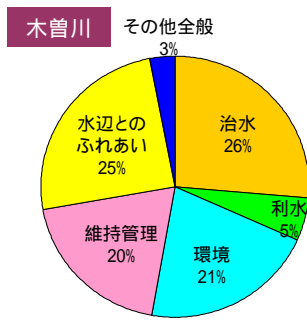
表 第2回ふれあい懇談会開催結果

| 会場名 | 開催時間 | 開催場所 | 参加人数 | 発言意見数 | アンケート回収数 | アンケート意見数 | 付箋意見数 |
|--------|-------------|-----------|------|-------|----------|----------|-------|
| 美濃加茂会場 | 9:30～11:30 | 可茂総合庁舎 | 68 | 28 | 14 | 124 | 12 |
| 一宮会場 | 13:30～15:30 | 一宮市役所尾西庁舎 | 39 | 19 | 10 | 61 | 8 |
| 岐阜会場 | 13:30～15:30 | 岐阜市役所本庁舎 | 104 | 50 | 17 | 118 | 4 |
| 大垣会場 | 9:30～11:30 | 大垣市民会館 | 83 | 26 | 13 | 110 | 4 |
| 桑名会場 | 14:00～16:00 | 桑名市長島公民館 | 88 | 13 | 9 | 36 | 10 |
| 名古屋会場 | 9:30～11:30 | ウィル愛知 | 18 | 15 | 5 | 71 | 0 |
| 合計 | | | 400 | 151 | 68 | 520 | 38 |

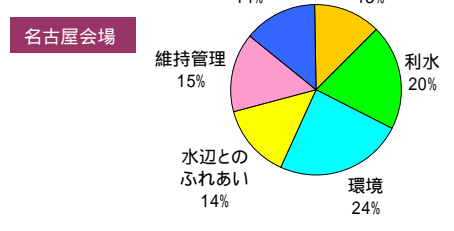
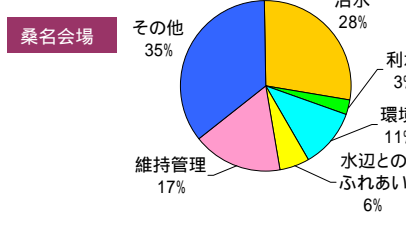
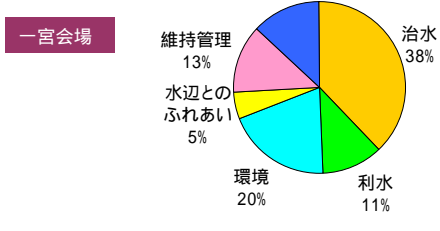
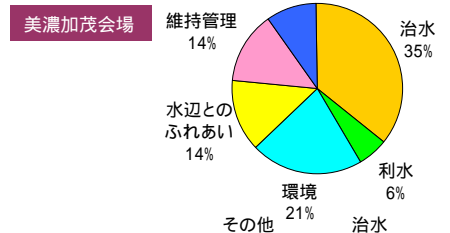
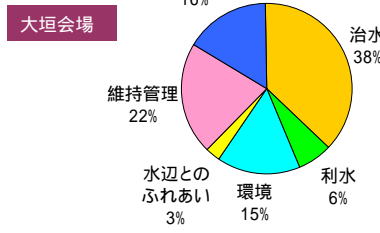
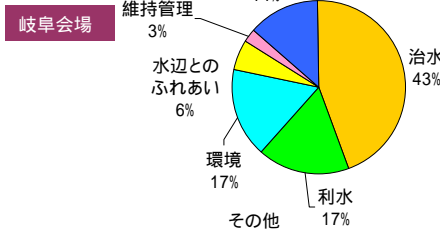
4

住民の皆様から頂いた意見【第1回・第2回各会場について】

第1回 ふれあい懇談会



第2回 ふれあい懇談会

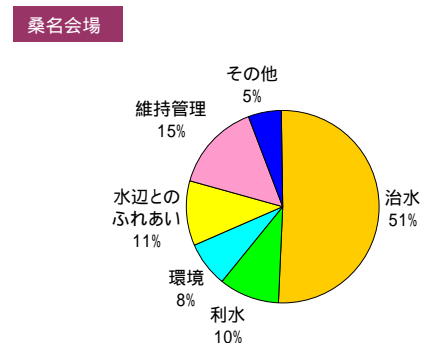
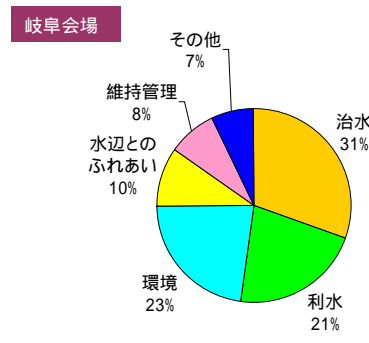
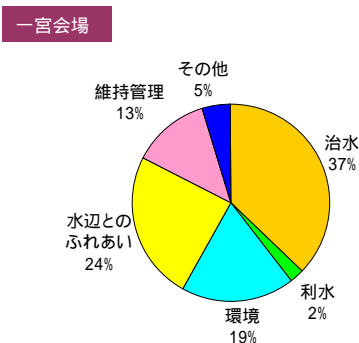


住民の皆様から頂いた意見【第3回ふれあい懇談会 開催結果】

表 第3回ふれあい懇談会開催結果

| 会場名 | 開催時間 | 開催場所 | 参加人数 | 発言意見数 | アンケート回収数 | アンケート意見数 | 付箋意見数 |
|------|---------------|-----------|------|-------|----------|----------|-------|
| 一宮会場 | 13:30 ~ 16:30 | 一宮市役所尾西庁舎 | 70 | 30 | 3 | 13 | 43 |
| 岐阜会場 | 13:30 ~ 16:30 | 岐阜市役所本庁舎 | 102 | 74 | 8 | 44 | 16 |
| 桑名会場 | 13:30 ~ 16:30 | 桑名市長島公民館 | 58 | 31 | 3 | 38 | 22 |
| 合計 | | | 230 | 135 | 14 | 95 | 81 |

会場別意見割合



住民の皆様から頂いた意見報告【第3回ふれあい懇談会 - 治水 - 】

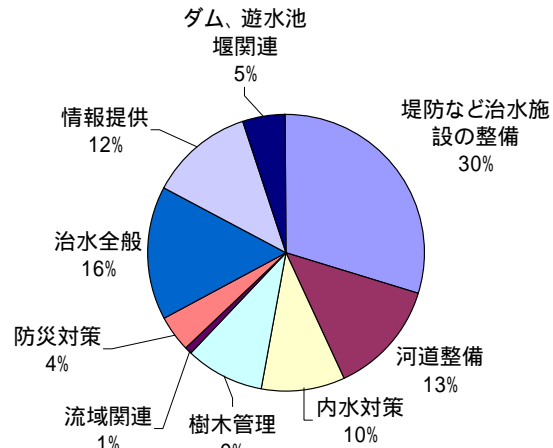
- 堤防など治水施設の整備
 - 堤防の整備を進めてほしい
 - 護岸整備を進めてほしい
 - 老朽化などの問題のある治水施設の改修を進めてほしい。
 - 堤防整備は十分行われている
 - 高潮対策を進めてほしい
- 河道整備
 - 河道の掘削を進めてほしい
 - 流水の妨げとなる橋などの構造物の対策をしてほしい
- 内水対策
 - 被害が発生している場所の排水施設の整備を進めてほしい
 - 被害が発生しないよう樋門、樋管の運用方法を見直してほしい
 - 国土交通省所管外の排水機場の運用について協力してほしい
- 樹木管理
 - 流水の妨げとなっている樹木を伐採してほしい
 - 治水上必要な樹木伐採の考え方が知りたい
- 流域関連
 - 治山事業の計画を盛り込み流域の保水力をあげてほしい
- 防災対策
 - 防災施設の整備や防災計画の検討など防災対策を進めてほしい
 - 防災・災害時の連絡体制を見直してほしい
- 治水全般
 - 過去に被災したところを優先して治水事業を行ってほしい
 - 水源地为保全し治水の安全度を向上してほしい
 - 遊水地帯を設け治水安全度を向上してほしい
 - 整備事業の施工順位を明確にして整備してほしい
 - 治水事業によって安全に暮らせるようになった
 - 住民や地元自治体と連携して治水事業を進めてほしい
 - 宝曆治水や明治改修などの歴史を踏まえた河川整備をしてほしい

情報提供

- 整備目標など治水事業等の情報を住民に周知徹底してほしい
- 整備事業の施工順位を知りたい
- 堤防の安全性や現在施工中の工事内容について知りたい
- ダムなどの安全度について知りたい
- 県管理区間との整合など治水計画について知りたい
- 克災研究会の成果が反映されているか知りたい

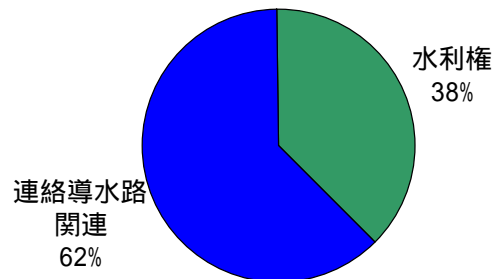
ダム、遊水地、堰関連

- 徳山ダム等によって安全になった
- 遊水地は治水に必要、残したり作ってほしい
- 丸山ダムに土砂が堆積したため嵩上げするのではないかと
- 新丸山ダムを早期に完成させてほしい



住民の皆様から頂いた意見報告【第3回ふれあい懇談会 - 利水 - 】

- 水利権の見直し
 - 農業用水などの水利権のありかたを見直してほしい
 - 実態に合った水利権にしてほしい
 - 瀬枯れなど起こす農業用水の取水方法などを見直してほしい
 - 受益面積が減っている農業用水の水利権を見直してほしい
 - 取水施設など不具合のある施設の補修をしてほしい
 - 水利使用料について知りたい
 - 許可水利権と慣行水利権について知りたい
 - 水が無いとゴミ捨て場となるため農業用水路に水量を確保してほしい
 - 農業用水など水利権について流域委員会でもっと議論すべき
- 連絡導水路関連
 - 治水事業を優先させるべきで、連絡導水路に多額の投資は必要ない
 - 連絡導水路の水を損斐川支川の根尾川・粕川にも流してほしい
 - 生物が住めるよう長良川にもっと水を流してほしい
 - 洪水被害の無い長良川には連絡導水路の水は必要ない
 - 連絡導水路で導水する場合環境への影響を調査してほしい
 - 多額の費用がかかる連絡導水路建設より既得水利権の見直しを優先すべき
 - 洪水対策に有効な連絡導水路事業を進めてほしい
 - 連絡導水路事業建設工事に伴う影響を知りたい
 - 連絡導水路事業はもっと住民に説明してから計画すべき
 - 高額な予算が必要な導水路計画には反対である
 - 連絡導水路建設の前に地域全体で総合運用の協力体制を作るべき



住民の皆様から頂いた意見報告【第3回ふれあい懇談会 - 環境 - 】

水質

- 水質を改善してきれいな川にしてほしい
- 現在の水質環境を保全してほしい

自然環境

- 樹木伐採はそこに生きる生物に配慮して行ってほしい
- 河道掘削は川に生きる生物に配慮して行ってほしい
- 南派川や根尾川に生物が生息でき、景観を損なわない水量を確保してほしい
- 魚が住めるようダムに堆積した石を下流に流してほしい
- オオキンケイギク・フタコバシなど外来種対策を進めてほしい
- 新たなワンド等施工後も生物が健全に生育できるよう植物管理を進めてほしい
- 砂礫河原など昔の自然環境を取り戻してほしい
- 治水上必要な樹木伐採もその結果を明らかにしてほしい
- ヨシ原の保全・再生を進めてほしい
- 希少な生物の保護を進めてほしい
- 外来草（緑化用）を無くし健全な生態系を取り戻してほしい
- 上流の工事により環境が変化した
- 魚が住める石のある川にしてほしい
- アユが住める長良川の良好な自然環境を残したい
- 樹木伐採は皆伐でなく環境や景観に配慮して行って欲しい
- 樹木伐採と砂礫河原の復元について知りたい
- 利用者マナーに配慮した整備を進めてほしい

景観

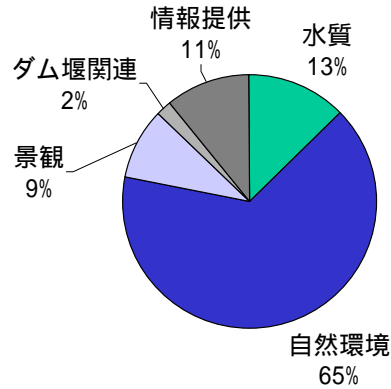
- 外来種の無い昔の景観を取り戻してほしい
- 長良川は多くの人があるため河川景観を活かした整備を進めてほしい
- コンクリートの見えない堤防にしてほしい
- 河川周辺の乱開発を規制して景観を保全してほしい

ダム、堰関連

- アユが自然に遡上できる用に長良川河口堰の施設を見直してほしい

情報提供

- 揖斐川の塩水の遡上状況を知りたい
- 外来生物対策をする理由について知りたい
- 河床変化が解るようになってほしい
- 利用者情報を収集してほしい



住民の皆様から頂いた意見報告【第3回ふれあい懇談会 - 維持管理 - 】

ゴミ対策

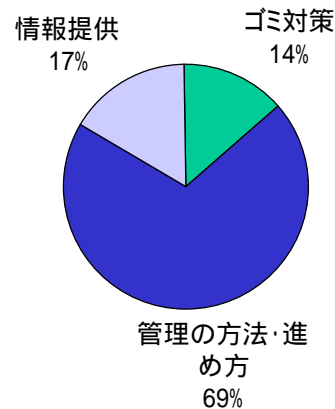
- ゴミ対策を進めてほしい
- ゴミがたまりやすくなるので除草や樹木の伐採を進めてほしい
- 流木の撤去を進めてほしい

管理の方法・進め方

- 堤防除草の回数を増やしてほしい
- 除草回数を減らす植生を考えるべきである
- 砂利採取を止めるべきである
- 占用料の考え方を改めてほしい
- 住民との窓口を明確にほしい
- 河道内の樹木の管理を進めてほしい
- モグラ・ヌートリヤなど害獣対策を進めてほしい
- 住民の意見を聞いたり、協働して維持管理を進めてほしい
- 釣り人等の利用を規制してほしい
- 老朽化した占用施設などの安全点検を強化してほしい
- カワウ等鳥害対策をしてほしい
- 排水機場の上屋など耐震性の無い施設の補修をしてほしい
- 不法投棄対策を進めてほしい
- 河川区域内の堤外民地の不法開発を取り締まってほしい

情報提供

- 堤防への植栽基準など堤防管理について知りたい
- 国管理と県管理区間について知りたい
- 占用料の算出について知りたい



住民の皆様から頂いた意見報告【第3回ふれあい懇談会 - 水辺とのふれあい - 、 - その他 - 】

- 水辺とのふれあい -

親水

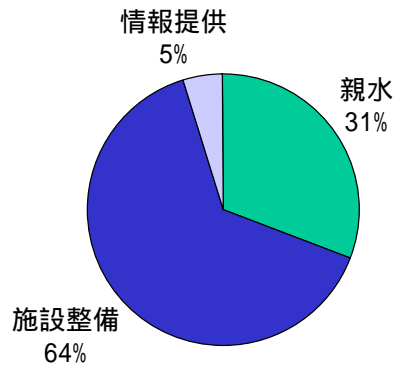
人が水辺に近づきやすく、親しめる整備を進めてほしい
遊覧船やボートなどの水上利用が出来るよう推進してほしい
人が利用できるよう河川敷の有効利用を進めてほしい
子供が自然とふれあう場の整備を進めてほしい
長良川河口堰のゲートを見直して船運が出来るようにしてほしい

施設整備

拠点施設を結ぶ遊歩道・サイクリングロードの整備を進めてほしい
現在何も無い所に水辺を利用した利用拠点づくりを進めてほしい
木曽三川公園（江南）の整備を進めてほしい
散歩したり出来る人に優しい堤防の整備を進めてほしい
水辺を利用した学習を推進してほしい
木曽三川公園と隣接している南派川に水を流して公園と一体的に整備してほしい
トンボ池を木曽三川公園と一体的に利用できるよう整備してほしい

情報提供

公園整備が貴重植物が有って止まっている、理由を聞きたい
各務原市側の公園計画について聞きたい



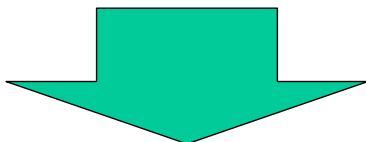
- その他 -

ふれあい懇談会

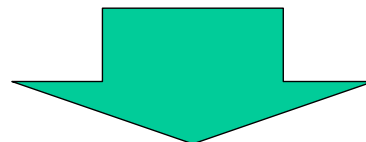
ふれあい懇談会のような催しを定期的で開催してほしい
整備計画について住民の意見を取り入れてほしい
懇談会の意見がどの様に反映しているか知りたい
ふれあい懇談会の意見に対する回答がほしい

頂いた意見の“整備計画原案(案)”への反映

ふれあい懇談会、アンケート、インターネット、ハガキなど
を通じて頂いたご意見 5,109件 (平成19年10月31日現在)



同様な意見を類型化して
一括で回答



個別箇所に対する意見や
質問などにはそれぞれ回答

行政からの意見の状況

平成19年11月14日

13

木曽三川整備計画策定説明会の報告

【主旨】

木曽川水系河川整備計画策定に関するご意見を木曽三川に関わる関係自治体から頂く。

【対象市町村】

木曽三川に関わる関係自治体（4県、61市町村）

長野県、岐阜県、愛知県、三重県

長野県…3町、3村

岐阜県…19市、19町、1村

愛知県…8市、1町

三重県…2市、1町

【説明会の進め方】

河川整備計画のたたき台等について説明し、質疑応答を行った上で、具体的な意見については、別途様式に記入して頂き、後日、FAXにて提出して頂く。なお、頂いたご意見については、ホームページで公開予定。

【開催時期】

第1回木曽三川整備計画策定説明会

開催日時：平成19年4月20日(金) 14:00～

会場：愛知県三の丸庁舎 8F大会議室

開催内容：策定説明会の開催主旨及び整備計画策定の進め方などについて説明

第2回木曽三川整備計画策定説明会

開催日時：平成19年9月12日(水) 14:00～

会場：愛知県三の丸庁舎 8F大会議室

開催内容：木曽川水系河川整備計画たたき台(骨子)について説明

第3回木曽三川整備計画策定説明会

開催日時：平成19年10月18日(木) 14:00～

会場：桜華会館 本館4F松の間

開催内容：木曽川水系河川整備計画たたき台(素案)について説明

今後は、必要に応じて適宜開催していく予定。次回は11月中旬を予定。

14

主な意見一覧(第3回分)

木曾川水系河川整備計画たたき台(素案)について

- ・「主として愛知県側に供給される主な水利用として、かんがい期には約150m³/s、非かんがい期には約60m³/sの水利用権がある。」を削除するか、木曾川全体の取水量について記載して下さい。
- ・平成6年の地盤沈下の原因を「深層地下水の過剰取水」に限定しない方がよいのではないか。
- ・長良川の遊水地等の整備について
遊水地の分担量を200m³/sではなく、できる限り少なくし、その分河道分担量を増やす。
今後の治水施設の整備順序を記載する。(河道を優先して整備し、地元等と十分調整をした後、候補地を設定)
- ・木曾川の大正管理区間すべてが「拠点ネットワーク化」箇所として位置づけられていますが、積極的な推進をお願いしたい。
- ・整備計画たたき台(素案)の本文と附図との整合が取れていない箇所があるので整合図られたい。
- ・支川との河川整備については、近年の洪水被害の状況、改修の状況、本川とのバランスを考慮して実施するとあるが、影響範囲は直轄でされると解釈してよいか。
- ・木曾川河口部の背後地においては、希少種などの生息・営巣環境となっているので、国営公園事業と連携するなど、地域の特色を出した河川環境の整備について記載されたい。
- ・洪水の安全な流下等に支障となる樹木伐採の実施基準を明記されたい。
- ・今回の計画に尾張大橋の改築を位置づけていただきたい。
- ・長良川の河道掘削に関し、形状が変わることへの対策として、出水時の鵜飼観覧船の一時退避場について計画の中に盛り込んで頂きたい。
- ・根尾川の8.0k～9.0k付近の河道掘削及び第7床固(8.0k付近)の改築を計画に位置づけて頂きたい。
- ・木曾岬干拓地については、今後、土地利用が図られていくこととなり、高潮区間としての堤防機能の確保が必要になることから、この箇所における記述を追加していただきたい。
- ・河川環境の整備と保全に「キソガワフユスリカ」対策について明記していただきたい
- ・堤防強化(堤防整備)区間の延伸(肱江川合流点まで及び多度川合流点まで)をお願いしたい
- ・樋門ゲートを電動化するとともに、水位のデジタル表示化の施設更新を図ることを明記されたい。
- ・表現を統一されたい。(例)「ダム等の統合運用」と「ダム群の統合運用」(順不同)

【資料 - 4】

H19.11.14

第4回策定説明会

木曽川水系河川整備計画たたき台(素案)に対する
関係自治体からの意見について

平成19年11月14日

中部地方整備局

木曾川水系河川整備計画に対する関係自治体からの意見について

| 自治体名 | 木曾川水系河川整備計画たたき台（素案） | | | 木曾川水系河川整備計画原案（案） | |
|-------------|---------------------|-------|---|---|---|
| | 該当頁 | 区分 | 頂いたご意見 | ご意見に対する河川管理者の考え方 | 木曾川水系河川整備計画原案（案） |
| 愛知県 | 1-23 | 現状と課題 | 「加えて、異常湧水に備えるため、徳山ダムに湧水対策容量が確保された。」を削除して下さい。 【理由】 利水の段落であり、湧水対策容量が利水目的で確保された誤解を招く恐れがあるため。 また、最下段の段落と内容が重複するため。 | ご意見を踏まえ、削除しました。 | 第1章第2節 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 (P1-23) |
| | 1-23 | 現状と課題 | 「主として愛知県側に供給される主な水利用として、かんがい期には約150m ³ /s、非かんがい期には約60m ³ /sの水利権がある。」を削除するか、木曾川全体の取水量について記載して下さい。 【理由】 愛知県側の取水だけを特筆する必要がないため。 平成6年に木曾川で発生した瀬切れが、愛知県側の取水だけが原因と捉えかねられないため。 | ご意見を踏まえ、「主として愛知県側等に供給される・・・」と表現を修正しました。 | 第1章第2節 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 (P1-23) |
| | 1-29 | 現状と課題 | 平成6年の地盤沈下の原因を「深層地下水の過剰取水」に限定しない方がよいのではないかと。 【理由】 P1-23にあるように異常小雨の影響（地下水涵養の低下など）も考えられ、地下水の揚水も含めた複合的な要因によるものと考えられるため。 | 現在の記載のままとします。 地盤沈下の主原因は、深層地下水の過剰取水であるとして地下水規制を講じている。地下水水位が、地下水涵養量と取水量等のバランスの上で成立している以上、地下水涵養量が少なかったとしても、地下水バランスを超えた取水（過剰取水）であるため、このような表現としています。 | 第1章第2節 第5項 新しい課題 (P1-29) |
| | 1-29 | 現状と課題 | 深層地下水 地下水 【理由】被圧地下水水位の低下が、地盤沈下の大きな要因であるが、ここで、特定する必要はない。 | 同上 | 第1章第2節 第5項 新しい課題 (P1-29) |
| | 3-45 | 実施事項 | 『(3)東海ネーデルランド高潮・洪水対策』について、『(3)海抜ゼロメートル地帯の高潮・洪水対策』に修正してください。 【理由】 「東海ネーデルランド」については、P3-22で記述されているといっても、P3-45で唐突に出てくる印象があり、より理解しやすい標題とするため。 | ご意見の主旨を踏まえて、原案において表現の修正を考えています。 | |
| | 3-24 | 実施事項 | 「ダム等の総合運用」と「ダム群の総合運用」は表現を統一されたい。 【理由】 表現の不一致。 | ご意見を踏まえ、「ダム等の総合運用」に統一しました。 | 第3章第1節第2項 3 湧水時及び異常湧水対策 (P3-23) |
| | 3-47 | 実施事項 | 次のとおり修正して下さい。 「地域の活性化」 「自立的、持続的な活性化」 「下流の自治体」 「流域の自治体」 「関係行政機関等と共同しながら」 「関係行政機関等に参画を求め」 「基本理念」 「行動計画」 【理由】 H13.4.12に策定された「水源地域ビジョン策定要綱」に示されている内容と異なっているため。 | ご意見の主旨を踏まえて、原案において表現の修正を考えています。 | |
| | | その他 | 30年間の整備スケジュール（県別）を示していただきたい。 | 河川整備計画では、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めるように決められていますが、整備スケジュールまで決定する必要はありません。 このため、原案（案）には整備スケジュールを記載することは考えていません。 なお、河川の整備に関しては、本支川及び上下流バランス等を考慮するとともに、環境にも配慮する等総合的な視点で進めていくこととしています。 | |
| 愛知県 弥富市 | 3-6 | 実施事項 | (2)横断工作物の改築について、木曾川に係る施行場所の記述がない。 今回の河川整備計画は、今後20～30年の整備計画として策定されると思いますが、この計画に尾張大橋の改築が位置づけされないと、改築に着手されるのは30年以上先という意味表示に受け取られてします。 是非とも今回の計画に尾張大橋の改築を位置づけていただきたい。 自治体からの意見への回答にはP3-6に記載とあるが読み取れない。 | 尾張大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えております。従いまして、原案（案）へは反映していません。 なお、施設管理者（道路管理者）に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。 | |
| 愛知県 犬山市 | 概要版 P23 | 実施事項 | 木曾川の大管管理区間すべてが「拠点ネットワーク化」箇所として位置づけられていますが、積極的な推進をお願いしたい。 | 木曾川の拠点のネットワーク化については、現在、具体的な計画がないことから、原案（案）では構想として記載しております。 なお、拠点のネットワーク化構想の策定にあたっては、自治体をはじめ関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした検討が必要であることから、今後、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら検討してまいります。 | 第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29) |
| | | 実施事項 | 犬山市において、美しい景観と歴史的資産を活用した新たな拠点整備について検討していただきたい。 | 水辺のふれあい拠点については、自治体をはじめ関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした整備が必要だと考えています。引き続き、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら拠点整備に関する計画の追加・見直しを行ってまいります。 なお、整備の考え方としては、従来通り、遊歩道、サイクリングロード等の上物の整備については自治体が行い、河川管理者としては、協力できる範囲での基盤整備を行うこととなります。 | 第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29) |
| 愛知県 名古屋市 | 3-25 | 実施事項 | また、広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環の構築を推進する。 【理由】 名古屋市は、水道用水を始め、木曾川に大きく依存しております。また、都市部における潤いのある水辺環境の創造が重要になってきており、関係者の皆様の理解と協力を得て、都市内河川の浄化と水環境の改善に努めているところであります。特に固有水源に乏しい、本市の堀川にあっては、環境改善に導水が必要であり、広域的な視点での環境用水の利用が必要と考えます。このようなことから、「広域的な観点から」という表現を取り入れていただくようお願いいたします。 また、この表現で本市の堀川への導水が含まれるものと解釈いたします。 | ご意見を踏まえ、原案（案）に反映しています。 | 第3章第1節第2項 4 発電減水区間及び都市河川対策 (P3-24) |

木曾川水系河川整備計画に対する関係自治体からの意見について

| 自治体名 | 木曾川水系河川整備計画たたき台（素案） | | | 木曾川水系河川整備計画原案（案） | |
|------------|---------------------|------|--|--|--|
| | 該当頁 | 区分 | 頂いたご意見 | ご意見に対する河川管理者の考え方 | 木曾川水系河川整備計画原案（案） |
| 愛知県 一宮市 | | 整備目標 | 木曾川水系河川整備計画 たたき台(骨子) P7 5行～12行 木曾川の治水目標について、現状のまま(約12,600m ³ /s)で木曾川の河道、ダムを整備しないときは、約16,500m ³ /sが流下すると計画高水位を超えているとされているが、計画高水位よりどの位上回るのか。また、河道と新丸山ダムを整備すれば、約16,500m ³ /sを計画高水位以下で安全に流下させることになっているが、どの位計画高水位より下回るのか。なお、基本方針(案)流量の約19,500m ³ /sを計画高水位以下で安全に流下させるには、河道と新丸山ダムに加え、新たな治水機能の確保を必要としているが、この確保のための概算事業費はどの位になるのか。 | 木曾川の河道、ダムを整備しない場合、木曾川橋下流地点(39.6k)において、新丸山ダム建設前では14.3mとなり、計画高水位(HWL14.0m)より0.3m程度上回ります。また、新丸山ダム建設後では、12.8mとなり計画高水位(HWL14.0m)より、1.2m程度下回ります。なお、新たな治水機能の確保に必要な事業費については、計画が具体化された段階で検討していく予定としております。 | |
| | 3-18 | 実施事項 | 内水対策については、新たな内水被害が生じる流域内における土地利用規制、流出抑制などを関係機関と連携して行うことになっているが、具体的には関係機関とどのような施策を連携していくのか。 木曾川の治水対策は河道整備とダム整備などが主流であるが、たとえ僅かでも雨水が木曾川に流れ込まないように、木曾川流域全体における総合治水的な流域対策を取り入れるべきではないだろうか。 | 内水対策については、例えば、水文データなど河川情報の提供や、内水対策のための計画を支川の河川管理者が策定する場合には助言を行うなど、関係機関と連携・調整してまいります。また、流域対策については、本川への流出抑制等を図るため、流域の保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を実施していくことが重要です。 総合的な治水対策については、原案(案)に記載しています。なお、対策範囲の設定については、流域の状況を踏まえ、適切に実施する必要があると考えています。 | 第3章第1節第1項 3 内水対策 (P3-18) 第3章第1節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (P3-1) 第3章第1節第1項 4(2) 被害を最小化するための取り組み (P3-21) |
| | 3-34 | 実施事項 | 一宮市内における国の施設の樋門は、当市で操作管理しているところであるが、こうした樋門は殆どが手動式であり、洪水時における円滑的な操作をする観点から、ゲートを電動化するとともに、目視で水位を読み取るのではなく、水位のデジタル表示化の施設更新を図ることを明記されたい。 | ゲートの電動化については、今後、ダム・堰施設技術基準に従い、予算の範囲内で順次樋門の電動化を図っていく予定です。また、電動化に伴い電源が確保されることから、水位のデジタル化も可能となります。 | 第3章第2節第1項 2(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理 (P3-35) |
| | 3-26 | 実施事項 | 河川環境の整備と保全にキソガワフユスリカ対策について明記してほしい。 (「木曾川中流域に大量発生するキソガワフユスリカの対策手法を確立する」等) | キソガワフユスリカ対策等につきましては、関係機関と連携を図りつつ、調査研究を行い必要に応じて対策に努めてまいります。 | 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25) |
| 岐阜県 | 3-1 3-17 | 整備目標 | 長良川の遊水地等の整備について 現時点では遊水地計画が具体的に提示されていないこと、遊水地計画に対する地元意見が十分把握できていないこと、遊水地計画の影響(社会的影響、環境への影響等)が提示されていないことから、以下のとおりとされたい。 意見 遊水地の分担量を200m ³ /sではなく、できる限り少なくし、その分河道分担量を増やす。 | 基本方針における河道への負担軽減は、県ダムと遊水地の流域内の洪水調節施設により600m ³ /sを調節することとしており、遊水地は、この方針に沿った洪水調節施設として段階的整備を行うものです。 原案(案)で目標としている遊水地の整備分担量は、目標流量に対する中流域の遊水機能を維持するものです。 現在、岐阜県が内ヶ谷ダムを建設中であり、将来的には一定の洪水調節が期待できるものの東海環状自動車道の整備等に伴う地域開発が進むなか、本来、指定区間の露堤部等において有していた遊水機能による洪水調節機能を将来的にも確保するための早急かつ計画的な対処が急がれるものです。 | 第3章第1節第1項 1(3) 遊水地等の整備 (P3-7) |
| | | その他 | 意見 今後の治水施設の整備順序を記載する。(河道を優先して整備し、地元等と十分調整した後、候補地を設定すべきと考えらる。) | 河川整備計画では、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めるように決められていますが、整備スケジュールまで決定する必要はありません。 今後の遊水地の整備にあたっては、岐阜県をはじめとする関係機関との十分な協議・連携を図ってまいります。 | |
| | 3-1 3-2 | 実施項目 | 水位低下対策について 水位低下対策として河道掘削等を実施する場合、「動植物の生息・生育環境への配慮」については記述されているが、利水への配慮については記載されていない。 河道掘削等により取水への影響が懸念されるため、「既得水利の取水に影響がないよう配慮する」旨を追記されたい。 【修文例】 「動植物の生息・生育環境及び既得水利の取水に配慮し、必要に応じて代替措置等により環境及び取水への影響の低減に努める」 | 現在の記載のままとします。 河道掘削については概ね平水位以上の掘削を考慮しており、既設の取水施設への影響は無いものと考えています。 (影響があると想定される場合は、事前に関係機関と調整させていただきます。) | |
| | 3-34 | 実施項目 | 水質の維持・改善について 【修文例】 「流域内の汚濁負荷の削減に努める」という記述を、「汚濁の低減に努める」と修文されたい。 【理由】 「流域内の汚濁負荷の削減」は、汚濁の原因を工場排水、生活排水等による汚濁負荷に限定した表現である。 しかし、水門川流域は、排水の規制が県内でも厳しい流域であること、工場排水等が流入した直後ではなく、さらに下流で水質の悪化が見られること、排水機場が並列に設置され、河川が特異な構造になっていること等から、汚濁要因が特定できない状況であり、当県環境部局と国土交通省が協力して、汚濁要因を検討しているところである。 したがって、汚濁の要因を流入する汚濁負荷に限定しない表現とされたい。 | 現在の記載のままとします。 水質の維持・改善を図るためには、流域内の汚濁負荷の削減を行うことが必要だと認識しております。 当該箇所は、水門川流域のみを対象とした記載ではなく、流域全体を対象とした対策の方向性を示していることから修正は行いません。なお、対策にあたっては、各河川の状況や汚濁要因等の調査・検討を行い、状況・要因に応じた対策を講じることが必要だと考えています。 | 第3章第1節第3項 4(1) 支川対策 (P3-32) |
| 岐阜県 岐阜市 | 3-31 3-33 | 実施事項 | 河川整備計画の中での対応として、長良川の治水安全度を上げるための河道掘削に關し、現状が変わることへの対策として、出水時の鵜飼観覧船の一時退避場について、計画の中に盛り込んで頂きますようお願いいたします。 | 出水時の鵜飼観覧船の一時退避場については、河道掘削の実施段階において、岐阜市を含む関係機関と連携・調整しながら検討していきたいと考えています。 | |
| | | 実施事項 | 長良川の河岸を散策道や広場とする「長良川プロムナード計画」は整備途中であり、今後も河道整備と連携して進めていく必要があると考えています。 | 今後の整備については、地域での懇談会などの協議の場を設けた上で整備して行くことを想定しています。原案(案)では、「水辺のふれあい拠点の整備に関する計画の追加・見直しを行い、順次整備を行うものとする。」としており、必要により、具体化段階で追加を行うこととなります。 | 第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29) |

木曾川水系河川整備計画に対する関係自治体からの意見について

| 自治体名 | 木曾川水系河川整備計画たたき台（素案） | | | 木曾川水系河川整備計画原案（案） | |
|--------|---------------------|--|---|---|--|
| | 該当頁 | 区分 | 頂いたご意見 | ご意見に対する河川管理者の考え方 | 木曾川水系河川整備計画原案（案） |
| 岐阜県本巣市 | 3-4 | | 下記2箇所は、根尾川漁協より木曾川上流河川事務所へ要望されており、本巣市としても整備計画への位置づけをお願いしたい。 | | |
| | | 実施事項 | 表3.1.4水位低下（河道掘削）に係る施行の場所（揖斐川） 根尾川 左右岸 本巣市上高屋 8.0k~9.0k附近 | ご意見の箇所は、現況で河川整備計画で目標とする流量が流下できる河道断面を有しているため、原案（案）には反映していません。 なお、今後も砂州や樹木の状況をモニタリングしてまいります。 | |
| | | 実施事項 | 表3.1.7水位低下（横断工作物の改築）に係る施行の場所（揖斐川） 根尾川 左右岸 本巣市上高屋 8.0k附近 第7床固の改築 | 第7床固については、現況で整備目標流量が流下できる河道断面を有しているため、水位低下対策として改築は行いませんが、河川の連続性の確保のため、関係機関と調整を図り、魚道の設置・改善を行うこととしています。 | 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全（P3-25） |
| 岐阜県羽島市 | 3-8 | 実施事項 | 災害対策として堤防の強化は重要事業であります。特に、今計画で浸水対策に係る堤防の質的整備が位置づけされた事は意義あるものと考えます。そこで、現在行われている堤防の詳細点検結果・事業計画を知ることは、防災対策として適切な対応が可能であり点検結果・事業実施計画の公表を望みます。 | 堤防の詳細点検の結果については、事務所のホームページで公表しております。 事業実施箇所については、実施箇所を原案（案）に記載しています。 | 第3章第1節第1項 2 堤防強化（P3-8） |
| | | | 桜堤サブセンターについての早期の整備促進をお願いします。 | 公園事業として整備の促進を図ってまいります。 | |
| 岐阜県笠松町 | 3-8 ~ 3-9 | 実施事項 | 木曾川右岸の護岸整備に関する要望です。 低水護岸の整備について 40.8k付近（名鉄木曾川橋）については、水衝部であるにもかかわらず、その上流部で低水護岸がとまっています。橋梁架替とあわせて整備計画への位置づけをお願いします。 | 低水護岸の整備については、40.8k付近には奈良津排水ひ管とその流路があること、堤防を保護するために必要な高水敷幅が概ね確保されていることから、原案（案）には反映していません。 また、名鉄木曾川橋の架替えについては、現況で河川整備計画で目標とする流量が流下可能であることから、原案（案）には反映していません。 | |
| | | 実施事項 | 高水護岸の整備について 40.8k~41.3kの区間について、その上流部は天端から第1小段にかけての法面に高水護岸が施工されていますが、当箇所は施工されていません。未施工箇所は危険と住民は感じて、毎年町内会より要望があり、整備計画への位置づけをお願いします。（重要水防箇所になっています。） | 高水護岸の整備については、堤防断面の不足している箇所の堤防強化を優先的に実施することとしており、当該区間は、堤防断面は確保されており、また、低水護岸も整備されていることから、原案（案）に反映していません。 なお、出水時の巡視等、今後も河岸の状況等の適切な管理を実施してまいります。 | |
| 岐阜県恵那市 | | | 恵那市においては昭和58年、平成元年、平成12年などこれまで大きな災害に見舞われております。 特に、平成12年の恵南豪雨災害では山ぬけ等により土砂及び流木の流出があり災害を大きくしております。これは平成16年の郡上から飛騨地方の災害でも同様であります。また、平成6年をはじめ毎年のように湯水が発生しており、上流域の保全は重要であると考えます。 治水対策において河道の整備や洪水調節施設の整備を行うわけですが、上流域の対策、特に森林の保全・育成などの流域対策を上下流が一体となって図る必要があると考えます。このような内容を整備計画の中に盛り込んでいただきたい。 | ご意見を踏まえて、土砂流出防備の観点から森林の保全については、今後原案の「現状と課題」に記載することを考えています。 | |
| 三重県 | 3-1 | 実施事項 | 木曾川については犬山上流部、揖斐川については中流部と記述されているが、長良川の樹木伐採、河道掘削については位置の表記がないため明記されたい。 | ご意見を踏まえ、原案（案）に記載しました。 | 第3章第1節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項（P3-1） |
| | 3-1 | 実施事項 | 支川での河川整備については、近年の洪水被害の状況、改修の状況、本川とのバランスを考慮して実施するとあるが、影響範囲は直轄でされると解釈してよいが。 | 整備計画の対象区間については、「指定区間外区間（大臣管理区間）、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。」としています。河川の整備は、その範囲を管理する河川管理者が実施することとなります。河川管理者が異なる連続部分については、十分連絡調整を図ることが重要であると考えています。 | 第2章 第1節 整備計画対象区間（P2-1） |
| | 3-8 | 実施事項 | 2-5ページに記述されている「洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」として、木曾川においては、河口部から8.5kまでの区間、高潮区間として、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止することが記述されています。具体的な施行の場所として、3-18ページに場所の一覧表の添付がありますが、木曾川左岸の河口部（木曾岬干拓地部分）についての記述がありません。木曾岬干拓地については、今後、土地利用が図られていくこととなり、高潮区間としての堤防機能の確保が必要になることから、この箇所における記述を追加していただきたい。 | 木曾岬干拓地の高潮堤防整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案（案）には反映していません。 | |
| | 3-21 | 実施事項 | 木曾川左岸の1k付近背後地（木曾岬干拓地の伊勢湾岸以北部分）については、防災上の観点から背後地（干拓地内側）において高さ5m程度の盛土を行っており、災害時の住民の避難場所及びサービスヤードとしての機能を果たす土地であるため、この箇所における記述を追加していただきたい。 | 木曾岬干拓地の高潮堤防整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案（案）には反映していません。 | |
| | 3-24 | 実施事項 | 3-24ページ 上から3行目を下記のとおり修正されたい。 ...40,000千m3の水を木曾川及び長良川に導水することにより... ...40,000千m3の水を一部は長良川を経由して木曾川及び長良川に導水することにより、... | ご意見を踏まえ、修正しました。 | 第3章第1節第2項2 (1) 木曾川水系連絡導水路の建設（P3-23） |
| | 3-24 | 実施事項 | 3-24「4.異常洪水対策」の記述の文末に下記注釈を付け加えられたい。 徳山ダム洪水対策容量の木曾三川への補給量内訳 ・木曾川...40,000千m3 ・揖斐川・長良川...13,000千m3 【理由】 本県においては、地元桑名市から、異常洪水時に長良川の自流入が減少することにより、河口堰直上流の水質悪化を懸念する声が寄せられています。徳山ダムに確保された53,000千m3のうち、13,000千m3は揖斐川・長良川双方への総補給量として位置付けられた量であり、その旨を記述されたい。 | 原案（案）において徳山ダムは既設として扱っていますので、第1章第3項利水の沿革にて、異常洪水時において木曾川水系に緊急水を補給するための洪水対策容量であることを明記します。 | 第1章第1節第3項利水の沿革（P1-9） |
| 3-26 | 実施事項 | 木曾川河口部の背後地においては、希少種などの生息・営巣環境となっているため、国営木曾三川公園事業と連携した河口部ならではの環境対策が重要と考えられるため、地域の特色を出した河川環境の整備について記述されたい。 | 木曾川河口部においては、オオヨシキリ等の生息・営巣環境に適したヨシ原再生やそれらの採餌の場となる干潟再生に努めるものとしています。地盤沈下や浚渫により失われた、木曾三川河口部の環境再生に努めてまいります。 | 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全（P3-25） | |

木曾川水系河川整備計画に対する関係自治体からの意見について

| 自治体名 | 木曾川水系河川整備計画たたき台（素案） | | | 木曾川水系河川整備計画原案（案） | |
|-------------|---------------------|---|--|--|---|
| | 該当頁 | 区分 | 頂いたご意見 | ご意見に対する河川管理者の考え方 | 木曾川水系河川整備計画原案（案） |
| 三重県 | 3-28 3-29 | 実施事項 | 長良川・揖斐川のヨシ原の再生、干潟の再生について施工場所が『河口～』の距離表記となっている。現状のワンドの記号は確認できるが、整備と保全に関して附図の環25,43,44の記号（緑マーク）しか確認できない。本文の記載事項について附図を適正に表記されたい。 | ヨシ原・干潟再生箇所は、本来生育されていた箇所の再現であるため、原案（案）でも、治水上問題ない箇所について逐次再生していく予定であります。個々の施行箇所においては、治水工事（高水敷整備等）にて失われるヨシ原については、施行箇所の明示がされています。その他の環境のみの施行箇所は現在まで施行されたヨシ原・干潟再生をモニタリングしながら、適地を選定し施行する予定です。ワンド等の水際湿地等については、河川整備で再生を図るものについては、「治水対策（再掲）」として掲載しておりますが、自然再生事業として施行を行う場所については、希少種に関する情報もあるため、区間で記載しています。ご意見を踏まえ、施行の場所一覧に注釈を追加し、よりわかりやすくいたします。 | 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全（P3-25） |
| | 3-39 | 実施事項 | 導流堤の維持管理について、本文に記載があるが附図では確認できないので確認できるようにされたい。 | 附図に、「木曾川導流堤」及び「揖斐川導流堤」と記載しました。 | |
| | 3-41 | 実施事項 | 樹木の維持管理について、河川管理施設に影響を与える樹木及び河川巡視等に支障となる樹木について伐採を実施するとある。洪水の安全な流下等に支障となる場合を伐採の実施基準へ明記されたい。 【補足】 水位低下対策で樹木伐開した箇所の維持管理についても記載していただきたい。 | 河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道断面が確保されていない箇所については、水位低下対策として洪水流下の支障となる樹木の伐開を実施します。また、伐開後の樹木については、モニタリングを実施し、樹木管理を適切に行うこととしています。 | 第3章第1節第1項 1(1) 河道掘削・樹木伐開（P3-2） 第3章第2節第1項 3(2) 樹木の維持管理（P3-38） |
| | | 実施事項 | 附図（例：治1、治41など）において、河川整備の実施を記載されているが、実施箇所に連続性がないものがある。このような実施箇所に挟まれており、事業区間でないものについては、整備済み（完成堤）と解釈してよいか。 | 附図に河川整備の実施する内容が明記されていない箇所は、整備済み箇所もしくは整備計画の目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるための堤防等の施設が整備されている箇所です。 | |
| 三重県 桑名市 | 3-12 | 実施事項 | 桑名市多度町大鳥居～南之郷 10.4K～11.2K 桑名市多度町大鳥居～南之郷 10.4K～12.6K [堤防強化（堤防整備）区間を肱江川合流点まで計画の延伸をお願いします。] | 延伸を要望されている揖斐川右岸11.2k～12.6k付近は、整備計画目標流量を安全に流下させるための堤防等の施設が整備されていますので、原案（案）には反映していません。 | |
| | 3-12 | 実施事項 | 桑名市多度町福永～平古 14.1K～16.3K 桑名市多度町上之郷～平古 12.7K～16.3K [堤防強化（堤防整備）区間を多度川合流点まで計画の延伸をお願いします。] | 延伸を要望されている揖斐川右岸12.7k～14.1k付近は、整備計画目標流量を安全に流下させるための堤防等の施設が整備されていますので、原案（案）には反映していません。 | |
| | 3-18 | 実施事項 | 表-3.1.23 堤防強化（高潮堤防整備）に係る施工の場所（木曾川） 木曾川右岸 桑名市長島町福吉 3.1k～3.2k付近 | 木曾川大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えています。高潮堤防の整備にあたっては橋梁の改築が伴いますので、原案（案）へは反映していません。 なお、施設管理者（道路管理者）に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。 | |
| | | 実施事項 | 表-3.1.25 堤防強化（高潮堤防整備）に係る施工の場所（揖斐川） 揖斐川左岸 桑名市長島町福吉 2.5k～2.6k付近 | 揖斐・長良大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えています。高潮堤防の整備にあたっては橋梁の改築が伴いますので、原案（案）へは反映していません。 なお、施設管理者（道路管理者）に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。 | |
| | 3-44 | 実施事項 | 多度川、肱江川についても、増水時の迅速な避難判断の参考情報となるため、「水位情報周知河川」に指定いただき情報提供が受けられるようお願いします。 (地域の要望として、「増水時の避難確認方法として、堤防に三色パトライトを設置してほしい。」といった要望も出されている。) | 多度川、肱江川は流域が狭く、降った雨がすぐに流出するという特徴があり、避難判断の参考情報を洪水予報分として皆様方にその避難時間を確保した上で提供するには、あまりにも準備時間が不足してしまいます。 今後は、過去の水文データを検証し、雨の予測も含めた洪水予報文の提供や水位情報周知河川の検討を進めていく予定です。 | |
| | | 実施事項 | 肱江川河川改修事業の再開について 肱江川改修事業については、平成4年度より事業に着手され、新たな堤防は一部を残して概成しており、当事業に伴う家屋移転も完了しています。 このことから、未整備となっている堤防の築堤と中須橋の架け替えは地域に居住する住民の強い願いであり、残る区間の完成と中須橋においても河川改修にあわせ、三重県とともに早期に事業が再開されるようお願い申し上げます。 | 肱江川改修については、早期に事業再開出来るよう努めてまいります。 | |
| | | 木曾川水系連絡導水路事業は、木曾川、長良川の治水対策としてその効果は非常に大きいと期待しています。しかし、道水路分割案での利水容量0.7m ³ の取扱について、木曾川大堰で取水し、代替として木曾川大堰下流に長良川からの導水を放流することについては、木曾川の水質改善という観点から懸念を抱いております。慎重かつ適切な検討を行なっていただくようお願いいたします | 導水路に伴う環境への影響等に関する調査検討については、「木曾川水系連絡導水路環境検討会」において学識経験者の指導助言を得ながら実施しているところであり、木曾川の水質についても慎重かつ適切な検討をおこなってまいります。 | | |
| 三重県 木曾岬町 | 3-27 | 実施事項 | 表-3.1.34河川環境の整備と保全に係る施行の場所（木曾川）でヨシ原の再生、干潟の再生の施行の場所が木曾川左右岸河口部から26kと記載されているものの、附図への具体的な図示記載が全くないのはなぜですか。 | ヨシ原・干潟再生箇所は、本来生育されていた箇所の再現であるため、整備計画でも、治水上問題ない箇所について逐次再生していく予定であります。個々の施行箇所においては、治水工事（高水敷整備等）にて失われるヨシ原については、施行箇所の明示がされています。その他の環境のみの施行箇所は現在まで施行されたヨシ原・干潟再生をモニタリングしながら、適地を選定し施行する予定です。 | 第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全（P3-25） |
| | 2-5 | 現状と課題 | 木曾川左岸河口部から1.7k付近までの整備計画、又は維持管理は、この木曾川水系河川整備計画ではどのような位置づけとなるのですか。 また、土地利用計画とあわせた整備をするなどの何らかの記述をお願いしたい。 | 当該地区における堤防につきましても、現況堤防の機能維持を図るために適切な維持管理を行ってまいります。沈下や老朽化などの変状に対しては、変状の程度により所要の対策を実施してまいります。 また、整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案（案）には反映していません。 | |
| 長野県 南木曾町 | | 実施事項 | 県管理区間の洪水時の放流に伴う下流町村への民間ダムを含めた通報体制を確立し周辺住民の安全を確保していただきたい。 | ダムの放流により、流水の状況に著しい変化を生じる場合には関係機関に通知するとともに、サイレン等により一般住民に周知しているところです。 味噌川ダムでは、「ダム放流連絡会（事務局：水資源開発機構）」が設置され、下流部の自治体やダム管理者らによりダム放流に関する情報連絡が行われているところです。 また、他のダムにおいても「ダム放流連絡会」が設置され、情報連絡が行われているところです。 | |